

## 研究費の不適正な取扱事案の経過

- 平成19年7月19日 学内 A 教員から、B 教員の「不正行為に関する申立書」の提出。  
申し立ての要点：研究費の不正使用。教員研究費により作成したテキストを複数の授業科目において多年にわたり有料で学生に配付しながら、その収益を国庫に納めず、私的に流用した、あるいは所持している疑い。
- 平成19年7月24日 学長は、予備調査のための研究倫理調査委員会を設置し、予備調査を実施。
- 平成19年8月 9日 研究倫理調査委員会は、本調査が必要との予備調査の結果を学長に報告。
- 平成19年8月19日 学長は、本調査のための研究倫理調査委員会を設置し、研究活動の不正行為に関する本調査を開始。(以降、報告までに委員会を6回開催。受講学生へのアンケート調査、A教員、B教員及び関係者へヒアリングを実施。)
- 平成20年2月29日 研究倫理調査委員会は、調査結果を学長に報告。
- 平成20年3月12日 学長が、B教員に「国立学校校費（法人化後は教員研究費等）の不適正な支出である」との認定通知
- 平成20年3月28日 B教員が、学長に不服申立書を提出
- 平成20年4月 8日 学長が、研究倫理調査委員会に不服申立てを付議。
- 平成20年4月22日 研究倫理調査委員会は、学長に不服申立ては却下する旨の報告書を提出
- 平成20年4月25日 学長が、B教員に不服申立について、再調査を行わない旨を通知
- 平成20年5月21日 教育研究評議会のもとに「研究費の不適正な支出に関する特別委員会」を設置
- 平成20年5月28日 教授会に報告
- 平成20年6月13日まで 類似例の確認中（現在まで申し出なし）